

# 工場・事業場に係る 振動の手引き

平成19年12月11日

札幌市環境局環境都市推進部環境対策課

## はじめに

本手引書は、「振動規制法」、「北海道公害防止条例」で規定される特定施設、振動発生施設を設置されている工場・事業場の皆様に届出を要する施設の能力や、施設を設置する上で遵守しなければならない振動の規制基準などの概要を取りまとめたものです。

本書や関係法令についてご不明な点がございましたら下記までお問い合わせさせていただきますようよろしくお願い致します。

札幌市環境局環境都市推進部環境対策課

電話：011-211-2882

ファックス：011-218-5108

## 目次

1．届出が必要な工場、事業場	1
2．届出の種類	3
3．規制基準	4
4．届出方法	5
5．Q&A	7

資料 記載例

# 1. 届出が必要な工場、事業場

次に掲げる特定施設及び振動発生施設を設置しようとする場合、又は設置している場合は、札幌市長に届け出なければなりません。

## 振動規制法（指定地域内<sup>1</sup>に設置する場合）

### 特定施設（振動規制法施行令別表第1）

大分類（項）	小分類（細分）	規 模 ・ 能 力
1. 金属加工機械	イ 液圧プレス ロ 機械プレス ハ せん断機  ニ 鍛造機 ホ ワイヤーフォーミングマシン	矯正プレスを除く。  原動機の定格出力が1キロワット以上であるものに限る。  原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。
2. 圧縮機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
3. 土石用又は鉱物用の破碎機 摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
4. 織機		原動機を用いるものに限る。
5. コンクリートブロックマシン コンクリート管製造機械 コンクリート柱製造機械		原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。 原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。
6. 木材加工機械	イ ドラムバーカー ロ チッパー	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。
7. 印刷機械		原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。
8. ゴム練用または合成樹脂用車のロール機		カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。
9. 合成樹脂用射出成形機		
10. 鋳造型型機		ジョルト式のものに限る。

北海道公害防止条例（指定地域外<sup>2</sup>に設置する場合、ただし第3項遠心分離機

及び第6項第4号コンクリートプラントにおいては市内全域に設置する場合）

振動発生施設（北海道公害防止条例施行規則別表5）

項	種	類	規	模	等
1	金属の加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 液圧プレス (2) 機械プレス (3) せん断機 (4) 鍛造機 (5) ワイヤフォーミングマシン		矯正プレスを除く。  原動機機の定格出力が1 kW以上であること。  原動機機の定格出力が37.5 kW以上であること。		
2	圧縮機		原動機機の定格出力が7.5 kW以上であること。		
3	遠心分離機		原動機機の定格出力が3.7 kW以上であること。		
4	窯業製品又は土石製品の製造の用に供する 破砕機 磨砕機 ふるい及び分級機		原動機機の定格出力が7.5 kW以上であること。		
5	織機		原動機機を用いるものであること。		
6	コンクリート製品の製造の用に供する施設 であって、次に掲げるもの (1) コンクリートブロックマシン (2) コンクリート管製造機 (3) コンクリート柱製造機 (4) コンクリートプラント		原動機機の定格出力の合計が2.9 kW以上であること。 原動機機の定格出力の合計が10 kW以上であること。 原動機機の定格出力の合計が10 kW以上であること。 気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容 量が0.45m <sup>3</sup> 以上であること。		
7	木造加工の用に供する施設であって、次に掲 げるもの (1) ドラムバーカー (2) チッパー		原動機機の定格出力が2.2 kW以上であること。		
8	印刷機		原動機機の定格出力が2.2 kW以上であること。		
9	ゴム練用又は合成樹脂用のロール機		カレンダーロール機を除き、原動機機の定格出力が30 k W以上であること。		
10	合成樹脂用射出成形機				
11	鋳造型機		ジョルト式のものに限る。		

1 指定地域内・・・都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化調整区域及び工業専  
用地域を除いた地域

2 指定地域外・・・指定地域以外の市内全域

## 2. 届出の種類

根拠条文	届出の種類	備考	様式
振動規制法	第6条第1項	特定施設を設置するとき、 <u>工事実施の30日前までに届出が必要</u> です。	様式第1
	第7条第1項	法改正等で、新たに、特定施設が追加されたときに、既に該当する施設を設置している場合は、 <u>30日以内に届出が必要</u> です。	様式第2
	第8条第1項	特定施設の種類及び能力ごとの数、特定施設の使用方法を変更するとき、 <u>工事実施の30日前までに届出が必要</u> です。	様式第3
		振動の防止の方法変更するとき、 <u>工事実施の30日前までに届出</u> が必要です。	様式第4
道条例	第40条	振動発生施設を設置するとき、 <u>工事実施の30日前までに届出</u> が必ず必要です。	別記第10号様式
	第41条	条例改正等で、新たに、振動発生施設が追加されたときに、既に該当する施設を設置している場合は、 <u>30日以内に届出が必要</u> です。	
	第42条	振動発生施設の種類ごとの数、振動の防止の方法を変更するときは、 <u>工事実施の30日前までに届出が必要</u> です。	
騒音規制法・道条例	氏名等変更届出書	以下の変更があったときは、 <u>変更後30日以内に届出が必要</u> です。 1 届出者の氏名、名称及び住所、法人にあってはその代表者 2 工場、事業場の名称及び所在地	共通様式
	使用廃止届出書	特定施設等の使用を廃止したときは、 <u>廃止後30日以内に届出が必要</u> です。	共通様式
	承継届出書	特定施設等を譲り受け、又は、借り受けたときは、 <u>承継後30日以内</u> に届出が必要です。	共通様式

### 3 . 規制基準

「振動規制法」で規定する特定施設を設置する工場等（以下、「特定工場等」という。）は、当該特定工場等から発生する振動の大きさを、当該特定工場等の敷地の境界線において、次の規制基準以下にしなければなりません。

#### 特定工場等において発生する振動の規制基準

（平成7年8月21日 札幌市告示第664号）

時間区分 区域区分	昼 間	夜 間
	8 : 00 ~ 19 : 00	19 : 00 ~ 8 : 00
第 1 種区域	60	55
第 2 種区域	65	60

単位：デシベル（dB）

（注）表の区域のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内においては、それぞれ規制値から5デシベルを減じた値を適用します。

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

## 4 . 届出方法

### ( 1 ) 振動規制法に基づく特定施設設置届出

指定地域内で工場又は事業場（特定施設が設置されていないものに限る。）に特定施設を設置しようとするものは、その工事を始める30日前までに次の事項を札幌市長に届出なければなりません。

#### ア 届出事項

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 工場又は事業場の名称及び所在地
- ・ 特定施設の種類及び能力ごとの数
- ・ 振動の防止の方法
- ・ 特定施設の使用の方法
- ・ 工場又は事業場の事業内容
- ・ 常時使用する従業員数
- ・ 特定施設の型式

#### イ 提出書類

- ・ 様式第1
- ・ 特定施設の配置図
- ・ 特定工場等及びその附近の見取図

#### ウ その他

- ・ 届出書を受理したときは、札幌市長が受理書を交付します。
- ・ 届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります。（振動規制法第26条）
- ・ 届出書の正本にその写し1部を添えて提出してください。
- ・ 「特定施設の種類及び能力ごとの数」を変更する場合（すでに届け出られている特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合を除く）及び「特定施設の使用の方法」を変更する場合（当該特定施設の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合を除く）は「特定施設の種類ごとの数  
特定施設の使用の方法変更届出書」（様式第3）を提出してください。
- ・ 「振動の防止の方法」を変更する場合（特外特定工場等において発生する振動の大きさの増加を伴わない場合を除く）は「振動の防止の方法変更届出書」（様式第4）を提出してください。
- ・ 振動規制法及び騒音規制法に基づく特定施設設置届出書を同時に提出する場合で添付する図面等の書類が同一の場合にあっては、届出書にその旨を記述したうえ省略することができます。（環境事務次官通達）

## ( 2 ) 北海道公害防止条例に基づく振動発生施設設置届出

指定地域外で工場又は事業場に振動発生施設を設置しようとするものは、その工事を始める30日前までに次の事項を札幌市長に届出なければなりません。

ただし北海道公害防止条例施行規則別表5第3項遠心分離機及び第6項第4号コンクリートプラントについては指定地域内に設置する場合においても北海道公害防止条例に基づく届出が必要です。

### ア 届出事項

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 工場等の名称及び所在地
- ・ 振動発生施設の種類ごとの数
- ・ 振動の防止の方法
- ・ 資本金額又は出資金額
- ・ 就業者数
- ・ 事業内容
- ・ 操業期間及び作業時間
- ・ 敷地面積及び建築面積
- ・ 振動発生施設の型式及び公称能力
- ・ 振動発生施設の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻

### イ 提出書類

- ・ 別記第10号様式
- ・ 工場等及びその附近の見取図
- ・ 振動発生施設の設置場所及び当該振動発生施設に係る振動を防止するための施設の設置場所を示す図面

### ウ その他

- ・ 届出書を受理したときは、札幌市長が受理書を交付します。
- ・ 届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、10万円以下の罰金に処せられることがあります。(北海道公害防止条例第86条)
- ・ 届出書の正本にその写し1部を添えて提出してください。
- ・ 「振動発生施設の種類ごとの数」を変更する場合(振動発生施設の種類ごとの数を減少する場合及びその数を直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合を除く)並びに「振動の防止の方法」を変更する場合(当該工場等において発生する振動の大きさを伴わない場合を除く)は「振動発生施設変更届出書」(別記第10号様式)を提出してください。

## 5 . Q & A

Q 1 . 定格出力が 5 . 5 k W の原動機を 3 台備えた 1 つの空気圧縮機を指定地域内に設置する場合は届出が必要か。

A 1 . 振動規制法で規定する圧縮機は、原動機 1 台当たりの定格出力が 7 . 5 k W 以上のものに限るとしている。例示の空気圧縮機は振動規制法に基づく特定施設設置の届出は必要ない。

ただし、札幌市生活環境の確保に関する条例では 2 . 2 k K から 7 . 5 k W 未満の空気圧縮機を規定していることから、騒音規制法の届出がされていない場合は市条例に基づく騒音発生施設設置の届出が必要となる。

Q 2 . 振動規制法に基づく特定施設設置届出書と騒音規制法に基づく特定施設設置届出書を同時に提出する場合でも両方の届出書に図面等の添付が必要か。

A 2 . 振動規制法及び騒音規制法に基づく特定施設設置届出書を同時に提出する場合で添付する図面等の書類が同一の場合にあっては、届出書にその旨を記述したうえ省略できる。(環境事務次官通達)

Q 3 . 圧縮機を組み込んだ冷凍機は特定施設等に該当するか。

A 3 . 冷凍機は振動関係法令で規定する特定施設等には該当しない。

Q 4 . 振動規制法と騒音規制法に基づく特定施設の数の変更による取扱いの違いはどのようなものか。

A 4 . 騒音規制法においては「特定施設の種類ごとの数を減少する場合」及び

「直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合」について変更の届出を要しないとされているのに対し、振動規制法においては既に届出されている「特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合」に限られている。（騒音規制法施行規則第6条第3項、振動規制法施行規則第6条第2項第1号）

例えば特定施設の設置の届出等において原動機の定格出力が1.5キロワットのせん断機5台としていたのを4台以下に減少する場合はもちろん、更新の場合も特定施設の種類及び能力ごとの数の増加ではないので届出を要しない。この場合の台数は、特定施設の種類ごとだけでとらえるのではなく特定施設の種類及び能力ごとにとらえているので、更新によって新たな能力の特定施設が設置される場合には既に届け出た台数以内であっても振動規制法に基づく特定施設の変更の届出を要することになる。

Q5．振動規制法と北海道公害防止条例に基づく特定施設等の数の変更による取扱いの違いはどのようなものか。

A5．振動規制法においては既に届出されている「特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合」について変更の届出を要しないとされているのに対し、北海道公害防止条例においては「振動発生施設の種類ごとの数を減少する場合」及び「その数を直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合」について届出を要しない。（振動規制法施行規則第6条第2項第1号、北海道公害防止条例施行規則第19条）

Q6．同じ建物で1階が特定施設等を設置している事業場で2階が住居等の場合、規制基準がかかる敷地境界はどこになるのか。

A6．あくまでも建物の敷地が境界となり、建物内に境界があるとは解釈されない。

# < 記載例 (法・設置) >

様式第 1

## 特定施設設置届出書

平成 年 月 日

(あて先) 札幌市長

代表者が届出を行う場合は、上段のみ記載してください。支店長、工場長などの代理人に届出を行わせる場合は、上段に代表者、下段に代理人を記載してください。(この場合は委任状が必要です。また押印は代理人が行ってください。)

届出者 住所 〒100-0000 東京都千代田区霞ヶ  
(代表者) 氏名 株式会社かんきょう 代表取締役  
住所 〒060-0000 札幌市中央区北1条西2丁目 番 号  
代理人 氏名 株式会社かんきょう札幌支店 支店長 札幌みどり  
電話番号 03 - -

代表者(代理人)印を使用してください。(丸印)  
(会社印ではありません)



(代理人に届出を行わせる場合は委任状を添付してください)

振動規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届出ます。

郵便物が届く正式名称を記入してください。新設で名称が決まっていない場合には、「(仮称)」とし、正式名称が決まり次第連絡ください。

工場又は事業場の名称	株式会社かんきょう 札幌工場				
工場又は事業場の所在地	札幌市中央区 北1条西2丁目 番 号	受理年月日		年 月 日	
工場又は事業場の事業内容	自動車部品プレス加工	施設番号			
常時使用する従業員数	45人				
振動の防止の方法	別紙のとおり。	備 考			
特定施設の種類の	型 式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
1-イ 液圧プレス	油圧プレス 製 KK-5	500t	1	13:00	16:00
2 圧縮機	往復動型 製 EO-1	2.2kW	1	8:30	17:30

特定施設及び防振施設等の配置状況を示した図面を添付してください。

振動防止法施行令別表第1で定められている項番号と種類を記載してください。(例: 2 圧縮機)

カタログに掲載されている数値を記載し、単位も付記してください。プレス: Nまたは重量t、その他: kW

通常の操業状態における使用時間を記載してください。

号並びに名称を記載すること。

- 振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、吊基礎、直接支持基礎(板ばね、コイルばね等を使用するもの)、空気ばねの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 印の欄には、記載しないこと。
- 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

# < 記載例 (法・数変更) >

様式第 3

## 特定施設の種類及び能力ごとの数 ~~特定施設の使用の方法~~ 変更届出書

平成 年 月 日

(あて先) 札幌市長

該当しないものを線で消してください。

代表者が届出を行う場合は、上段のみ記載してください。支店長、工場長などの代理人に届出を行わせる場合は、上段に代表者、下段に代理人を記載してください。(この場合は委任状が必要です。また押印は代表者が行ってください。)

届出者 住所 〒100-0000 東京都千代田区霞ヶ関  
(代表者) 氏名 株式会社かんきょう 代表取締役

代表者(代理人)印を使用してください。(丸印)  
(会社印ではありません)

住所 〒060-0000 札幌市中央区北1条西2丁目 番号  
代理人 氏名 株式会社かんきょう札幌支店 支店長 札幌みどり  
電話番号 03 - -



(代理人に届出を行わせる場合は委任状を添付してください)

該当しないものを線で消してください。

振動規制法第 8 条第 1 項の規定により、~~特定施設の使用の方法~~ 特定施設の種類及び能力ごとの数の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		株式会社かんきょう 札幌工場		整理番号				
工場又は事業場の所在地		札幌市中央区北1条 西2丁目 番号		受理年月日		年 月 日		
				施設番号				
				審査結果				
				備考				
特定施設の種類	型 式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)
1 - イ 液圧プレス	油圧プレス 製 KK - 5	500t	1	1	変更無し			
2 圧縮機	往復動型 製 EO - 1	22kW	1	0	8:30		17:30	
2 圧縮機	往復動型 製 IH - Y	7.5kW	0	1		8:30		17:30

備考 1 特定施設の種類ごとの数に変更がある場合であつて、法第 8 条第 1 項ただし書の規定に  
届出を要しないこと  
振動防止法施行令別表第 1 で定められている項番号と種類を記載してください。  
(例: 2 圧縮機)  
カタログに掲載されている数値を記載し、単位も付記してください。  
プレス: N または重量 t、その他: kW  
変更前後の数を記載してください。  
(記載例は既存の液圧プレスは継続使用するが、圧縮機を廃止し、能力が  
違う圧縮機を新たに設置する場合)  
変更前後の使用開始・終了時刻を記載してください。  
変更が無ければ「変更無し」と記載してください。  
八等の細分  
用紙の大きさは、日本工業規格 A 4  
氏名(法人にあつてはその代表者の  
印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

# < 記載例（道条例・設置） >

別記第10号様式

## 振動発生施設設置（使用・変更）届出書

該当しないものを線で消してください。

平成 年 月 日

（あて先）札幌市長

届出者 住  
氏

〒100-0000  
所東京都千代田区霞ヶ関 丁目 番号

名株式会社かんきょう 代表取締役 環  
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

代表者（代理人）印を使用し  
てください。（丸印）  
（会社印ではありません）

〒060-0000

札幌市中央区北1条西2丁目 番号

株式会社かんきょう 札幌支店 支店長 札幌みどり

011- -



代表者が届出を行う場合は、上段のみ記載してください。  
支店長、工場長などの代理人に届出を行わせる場合は、上段に代表者、下段に代理人を記載してください。（この場合は委任状が必要です。また押印は代理人が行ってください。）

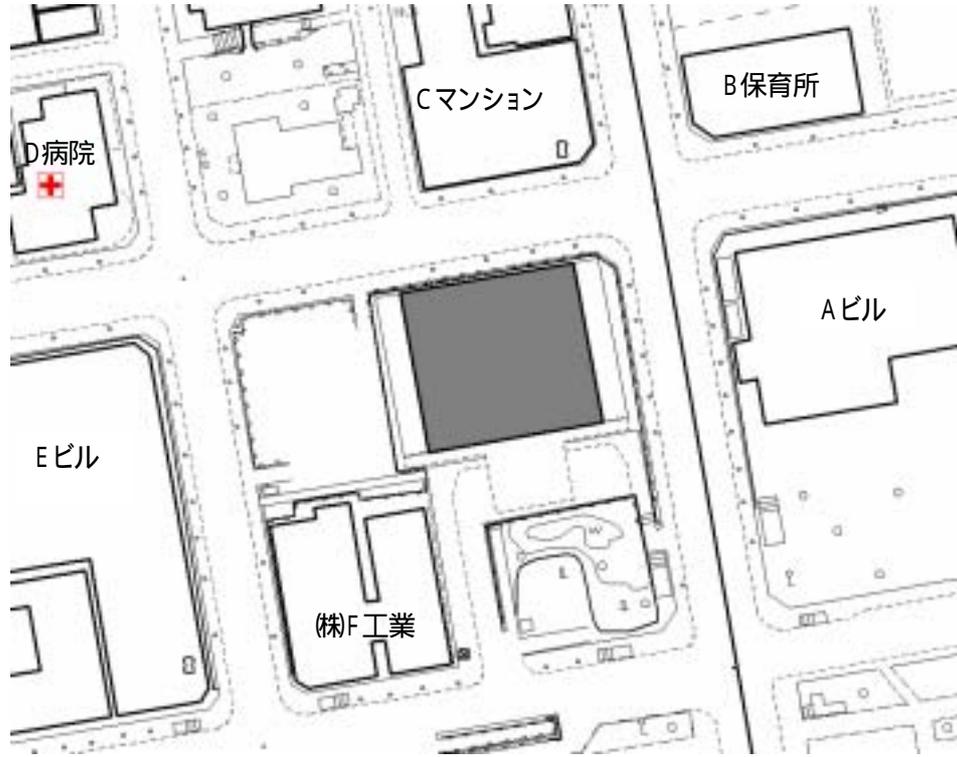
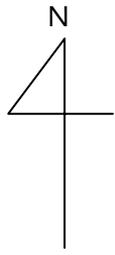
該当しないものを線で消してください。

北海道公害防止条例第40条（~~第41条~~第42条）の規定により、振動発生施設について、次のとおり届け出ます。

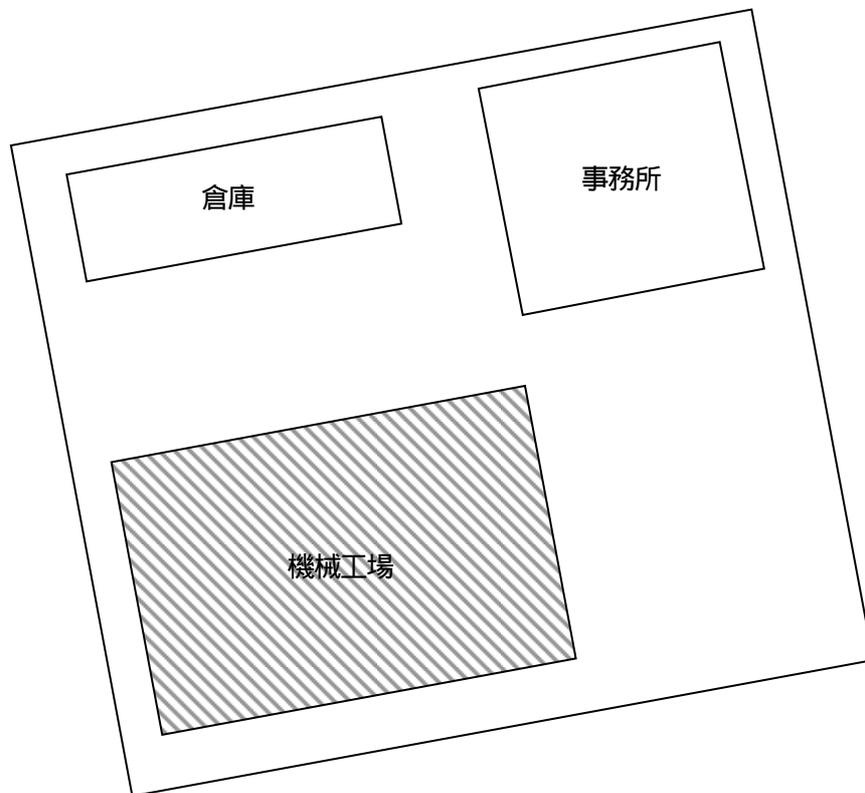
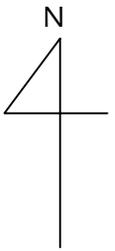
工場又は事業場の名称	株式会社かんきょう 札幌工場		整理番号		
工場又は事業場の所在地	札幌市中央区北1条 西2丁目 番号		受理年月日	年 月 日	
資本金額又は出資金額	1,000万円		施設番号		
就業者数	45人		審査結果		
業種	自動車部品プレス加工		振動の防止の方法	別紙のとおり。	
操業期間	通年		備考		
作業期間	4月から12月				
敷地面積（建築面積）	1,500m <sup>2</sup> ( 900m <sup>2</sup> )				
振動発生施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
2 圧縮機	製 IH-3	11kW	2	9:00	18:00
<p>振動防止法施行令別表第1で定められている項番号と種類を記載してください。（例：2 圧縮機）</p> <p>カタログに掲載されている数値を記載し、単位も付記してください。 プレス：Nまたは重量t、その他：kW</p> <p>通常の操業状態における使用時間を記載してください。</p>					
2 振動発生施設及び振動を防止するための施設の設置場所を示す図面					

- 備考
- 1 振動発生施設の種類欄には、北海道公害防止条例施行規則別表第5に掲げる該当の番号及び名称を記載すること。
  - 2 振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、できる限り図面、表等を利用すること。
  - 3 変更届出の場合は、変更のある部分について変更前及び変更後の内容を対比させること。
  - 4 印の欄には、記載しないこと。
  - 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
  - 6 氏名欄（名称及び代表者氏名）に署名した場合、押印を省略できます。

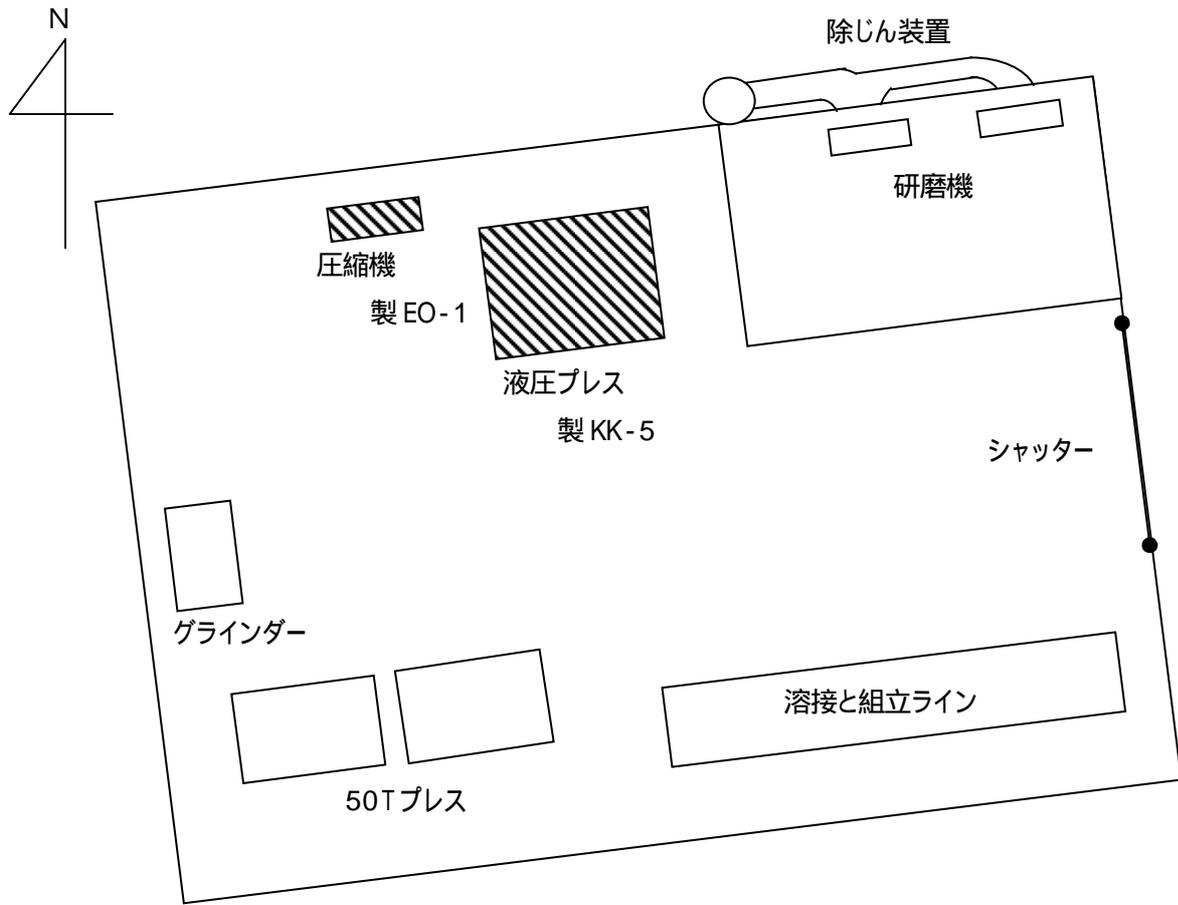
附近見取図 (50m以内に学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームがあれば、それも図中に記入してください。)



敷地内建物配置図

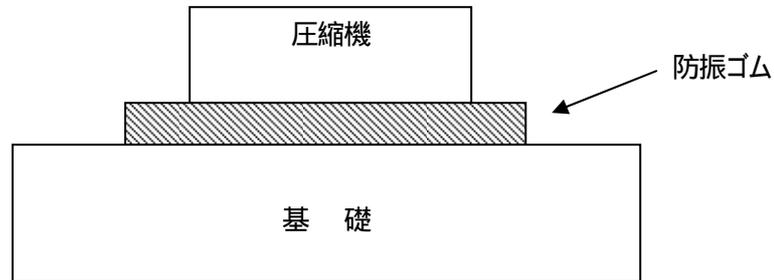


工場内機械配置図



## 振動防止の方法

1. 圧縮機の振動対策として、防振ゴムを設置する。



なお、特に防止の方法を講じていない場合は、建物の構造だけを記入してください。

## 建物の構造

作業場建物の構造						へいの構造	
	壁	屋根	窓	とびら	床	高さ	1.8m
材質	波形スレート	波形スレート	スチールサッシ	鉄製	コンクリート	材質	ブロック
厚さ	6mm	6mm	ガラス 5mm	2mm	20mm	厚さ	10cm